

## 旭川市議会議録 第8号

○令和7年10月23日（木曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
閉会 午前11時08分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 範明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（34名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	27番 高見 一典
3番 笠井 まなみ	28番 金谷 美奈子
4番 あべ なお	29番 高花 えいこ
5番 中村 みなこ	30番 中村 のりゆき
6番 江川 あや	31番 安田 佳正
7番 上野 和幸	32番 松田 卓也
8番 植木 だいすけ	33番 福居 秀雄
9番 小林 ゆうき	34番 杉山 允孝
10番 駒木 おさみ	
11番 皆川 ゆきたけ	
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

## ○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	榎井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
行政財政改革推進部長	浅利 豪
総務部長	和田 英邦
総務部総務監	松本 賢
福祉保険部長	川邊 仁
環境部長	太田 誠二
教育長	野崎 幸宏
水道事業管理者	佐藤 幸輝
監査委員	大鷹 明

## ○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課書記	桐山 未悠

## ○会議録署名議員

4番	あべなお
27番	高見一典

## ○議事日程

- 日程第5 認定第1号ないし認定第11号  
日程第23 報告第1号  
日程第24 報告第2号  
日程第25 報告第3号  
日程第26 報告第4号  
日程第27 報告第5号  
日程第28 報告第6号
- 

## ○追加議事日程

- 日程第33 議案第19号 旭川市教育委員会委員の任命について  
日程第34 議案第20号 議員の派遣について  
日程第35 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について  
日程第36 意見書案第1号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書について  
日程第37 意見書案第2号 市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための財政措置拡充を求める意見書について  
日程第38 意見書案第3号 OTC類似薬を保険適用から除外しないことを求める意見書について  
日程第39 意見書案第4号 将来にわたり安全、安心な医療・介護制度の提供を求める意見書について  
日程第40 意見書案第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書について  
日程第41 意見書案第6号 外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書について  
日程第42 意見書案第7号 国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書について  
日程第43 意見書案第8号 リハビリテーション専門職の確保や待遇改善を求める意見書について  
日程第44 意見書案第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書について
- 

## ○本日の会議に付した事件

1. 報告第1号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について (報告済)
1. 報告第2号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について (報告済)
1. 認定第1号 令和6年度旭川市一般会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第9号 令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第10号 令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第2号 令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第3号 令和6年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第4号 令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第5号 令和6年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について (原案認定)

1. 認定第6号 令和6年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第7号 令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第8号 令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について (原案認定)
1. 認定第11号 令和6年度旭川市病院事業会計決算の認定について (原案認定)
1. 報告第3号 専決処分の報告について (報告済)
1. 報告第4号 専決処分の報告について (報告済)
1. 報告第5号 専決処分の報告について (報告済)
1. 報告第6号 専決処分の報告について (報告済)
1. 議案第19号 旭川市教育委員会委員の任命について (原案同意)
1. 議案第20号 議員の派遣について (原案可決)
1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
- 陳情第13号 市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組について (総務)
- 陳情第16号 旭川市における指定金融機関について (総務)
- 陳情第21号 旭川市神居古潭及び旭川駅裏における防犯カメラ及び夜間照明の設置を求める  
ことについて (総務)
- 請願第2号 日の出倉沼地区の移動手段について (民生)
- 陳情第17号 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求ることについて (民生)
- 陳情第18号 旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直しと説明責任を  
求ることについて (民生)
- 陳情第10号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権  
じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求ることについて (子育て文教)
- 陳情第11号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権  
じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求ることについて (子育て文教)
- 陳情第14号 旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開  
での協議ではない方法を求ることについて (子育て文教)
- 陳情第20号 出産前後の支援体制強化に関することについて (子育て文教)
- 陳情第15号 日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求ること  
について (議会運営)
1. 意見書案第1号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書につ  
いて (否決)
1. 意見書案第2号 市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための財政措置拡充を  
求める意見書について (否決)
1. 意見書案第3号 OTC類似薬を保険適用から除外しないことを求める意見書について  
(否決)

1. 意見書案第4号 将来にわたり安全、安心な医療・介護制度の提供を求める意見書について  
(否決)
  1. 意見書案第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書について (否決)
  1. 意見書案第6号 外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書について  
(原案可決)
  1. 意見書案第7号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について (原案可決)
  1. 意見書案第8号 リハビリテーション専門職の確保や待遇改善を求める意見書について  
(原案可決)
  1. 意見書案第9号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書について  
(原案可決)
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、全員でありますので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、4番あべなお議員、27番高見一典議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります、さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げております請願・陳情議案付託表のとおり、陳情第21号は総務常任委員会に付託をいたします。

次に、請願・陳情議案の取下げについて、経済建設常任委員会に付託をいたしました陳情第19号につきましては、御配付申し上げております請願・陳情議案取下表のとおり、提出者からの取り下げたい旨の申出を受け、付託先の委員会での手続を終えたことから、申出どおり扱うことといたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

ここで、お諮りいたします。

この際、日程の順序を変更し、日程第23及び日程第24の報告第1号及び報告第2号の以上2件を順次議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、日程第23、報告第1号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第24、報告第2号、令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第5、認定第1号ないし認定第11号の令和6年度旭川市各会計決算の認定の以上11件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも決算審査特別委員会にその審査を付託した案件であります。本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることにいたします。

決算審査特別委員会

委員長 34番 杉山議員。

○杉山允孝議員（登壇） 本特別委員会に付託を受けておりました認定第1号ないし認定第11号の令和6年度旭川市各会計決算の認定の以上11件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過でありますが、本特別委員会は10月8日を開会し、総務経済建設、民生子育て文教の2分科会を設置して付託議案を両分科会で分担し、10月8日から10月17日までの間、それぞれの分科会を6回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、分担議案に対する質疑のみを行い、10月17日に両分科会委員長から、質疑を終了した旨の、またあわせて、総括質疑の申出があった旨の報告を受けたところであります。その後、10月21日に総括質疑を行い、付託議案に対する全ての質疑を終了したことから、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいりました次第であります。

両分科会の審査過程及び総括質疑における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、認定第1号、認定第9号及び認定第10号の令和6年度旭川市一般会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上3件につきましては、日本共産党のまま委員から反対である旨の討論があった後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、いずれも原案どおり認定すべきものと決定し、認定第2号ないし認定第8号及び認定第11号の以上8件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇）　日本共産党は、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定について、認定第9号、令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定について、認定第10号、令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、反対をいたします。

以下、簡潔にその理由を述べます。

私ども会派は、大綱質疑、さらには2つの分科会質疑、市長への総括質疑で、賛否を判断する上で必要な質疑を行ってまいりました。

その結果、私たち会派や市民が求めていた補聴器購入に対する助成制度、医療的ケア児保育支援、小中学校へのエアコン設置、学校給食費値上げ分の助成などの予算が執行されたことは評価いたします。

一方で、旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例に関して、決算年度において、2件、1千145万8千113円と、昨年度と同額を減免適用しています。自主財源を安定的に確保することを必要としながら、矛盾している対応と言わなければなりません。

また、永山取水施設の行政財産の目的外使用に関しては、市長が特別に認めた場合に減免することができるという規定を基に、決算年度の使用料7千778万2千800円、全額免除しています。市民要望、住民サービス増進のために自主財源確保に努める必要がある中で、多額の使用料を全額免除するという行為は適切なものとは言えません。

認定第1号には、旭川市で初めてのPFI事業が高台小学校で実施され、決算年度末まで事業者によって維持管理された事業費が含まれております。高台小学校の維持管理費は、年間1千864万円余りです。高台小と同程度の小学校の維持管理費は年間300万円であり、6倍以上かかっていることが明らかになりました。

また、旭川市立高台小学校PFI事業総括報告書に、基本実施設計について、PFIそのものが期待した民間の活力や創意工夫は特に認められなかった、事業費の項目で財政負担の平準化が図られたとは言い難い面もあると記されているように、PFIのメリットが特に認められなかったことも分かりました。高台小学校の事業者による維持管理期間は令和6年度末で終了しましたが、今後の維持管理の在り方についても示されていません。

以上のことから、私どもの会派は、高台小学校PFI整備事業の認定について賛成することはできません。

花咲スポーツ公園新アリーナ整備は、市は、2024年度のうちに新アリーナ整備と花咲スポーツ公園再整備を意思形成し、新年度予算を計上していました。

決算審査では、総合体育館の後継施設は東光スポーツ公園の複合施設と定めていながら、新たに花咲新アリーナが必要な根拠も2つ同時に建設する根拠も明確にはなりませんでした。公共施設等総合管理計画の趣旨に反すると言わなければなりません。

その後、事業手法は市が所有しない非保有方式と定めましたが、2024年度中にPFIの2方式以外は総合評価が低いことが分かっていました。したがって、官民連携の中のPFIの2方式だけが優位だったと結論づけるべきだったところを、評価が低い非保有方式も含めて官民連携全体が優位であるかのように誘導して選定委員会にかけたと言わざるを得ません。

株式会社まちのミライが、旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトの計画を2024年10

月9日に発表しています。まちのミライの関係者は、市が2023年度に設置した花咲スポーツ公園再整備に向けたタスクフォースのメンバーであり、そのときの知見を生かして旭川スポーツパーク・アリーナプロジェクトをつくり上げることができ得た状況であります。

タスクフォースで市と一体に新アリーナ建設を考え、一方で、市は、PFI導入検討会議で、PFIの2事業しか総合評価が高くないのに、評価が低い非保有まで広げて官民連携だと決定したと言わざるを得ません。

事業者選定委員会が、将来的な市の財政への影響では、非保有方式に特有のリスクとして民間事業者の事業破綻リスク等がある、民間事業者の事業破綻リスクへの対策が必要と意見を述べています。市が保有していないなくても、民間事業者が事業破綻した場合、市が引き取るリスク、古くなつて民間が放り出してから市が修繕費用を莫大にかけるリスクがありながら、市はリスク対策の試算を行わず非保有と決定したのは、市民負担よりも民間の利益を優先するものと言わざるを得ません。

次に、認定第9号、認定第10号の水道料金、下水道使用料の減免制度について、年金が下がつて物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯、2013年から2015年にわたり、光熱水費を含む生活保護基準引下げで苦しむ生活保護世帯、こういった生活弱者に対して、水道料金、下水道使用料の減免制度を段階的に縮小、廃止してきたことは容認できません。

以上の理由から、日本共産党は、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定について、認定第9号、令和6年度旭川市水道事業会計決算の認定について、認定第10号、令和6年度旭川市下水道事業会計決算の認定について、反対をいたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、認定第1号、認定第9号及び認定第10号の令和6年度旭川市一般会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上3件について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案どおり認定であります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、認定第2号ないし認定第8号及び認定第11号の以上8件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり認定であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第25、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第26、報告第4号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第27、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第28、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言 없습니다。

(「なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御発言がなければ、以上で理事者からの報告を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 日程第33、議案第19号、旭川市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長（今津寛介） 議案第19号、旭川市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市教育委員会委員近藤美保氏は、本年11月9日をもって任期満了となりますので、その後任として鎌本かおり氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

鎌本かおり氏は、昭和62年3月、北海道美唄南高等学校を卒業された後、東洋紡績株式会社勤

務を経て、現在は、株式会社ヤクルト北北海道の委託販売員をされる傍ら、旭川市P T A連合会副会長、北海道P T A連合会副会長として活躍されている方でございます。

鎌本氏は、教育に関し、豊かな識見を有されており、かつ、人格も高潔な方であることから、本市の教育委員会委員として適任であると考えますので、何とぞ同氏の任命につきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第34、議案第20号、議員の派遣についてを議題といたします。

本案につきましては、旭川市議会基本条例第13条の規定に基づく市民との意見交換の場として、市民と議会の意見交換会を実施するため、議員を派遣しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容につきまして、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第35、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第35付表のとおり、総務、民生、子育て文教各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第36、意見書案第1号、義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

横山議員。

○横山啓一議員（登壇） 意見書案第1号、義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

以下、敬称は略させていただきますが、

横 山 啓 一	江 川 あ や	上 野 和 幸
植 木 だいすけ	小 林 ゆ う き	高 橋 紀 博
品 田 と き え	塩 尻 英 明	高 木 ひろたか
高 見 一 典	金 谷 美 奈 子	

以上、11名であります。

#### 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等、水準確保及び無償制は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっている。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会を等しく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担割合が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くのへき地を有する北海道においては、教育財政のひっ迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、北海道の教育水準の更なる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上を始め、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念される。

変動性や不確実性、複雑性の高い時代の中でも、未来を担う子どもたちが、自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い、自信を持って自らの夢や目標に進んでいけるよ

う、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を進めるとともに、子どもたちを支える教職員の処遇改善や働き方改革を進めることなどにより、教員の成り手を確保し、子どもたちにとって、より良い教育環境を整備していく必要がある。

よって、国においては、公教育に経済・地域間格差を生じさせないため、次の事項について、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図るよう強く要望する。

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 小学校における教科担任制の更なる強化のほか、地域の教育課題や令和の日本型学校教育の実現に向けた教職員定数の改善充実を図ること。
- 3 教員の処遇改善と学校の働き方改革の加速化等を一体的に推進すること。
- 4 教科書の無償給与を堅持するとともに、就学援助費、教材費等の充実を図ること。
- 5 児童生徒等の安全、安心な教育環境を実現するための学校施設設備整備予算の充実を図ること。
- 6 個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、外部人材の配置やICT環境の整備などに関する財政措置の充実を図ること。
- 7 学校における教育活動保障のための財政措置の充実を図ること。
- 8 部活動の地域移行に対する財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数あります。

よって、本案は、否決されました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第37、意見書案第2号、市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための財政措置拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

江川議員。

○江川あや議員（登壇） 意見書案第2号、市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための財政措置拡充を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

江 川 あ や 上 野 和 幸 高 橋 紀 博  
品 田 と き え 高 見 一 典 金 谷 美 奈 子

以上、6名であります。

市民生活を支える地域公共交通政策の維持・充実のための財政措置拡充を求める意見書

地域公共交通は、市民生活の中で必要な移動を支え、経済活動を行う上で不可欠な社会基盤である。人口減少・少子高齢化の進展により、交通弱者の買物や通院などへの対応や、地球温暖化といった環境問題への対応など、地域公共交通の果たすべき役割は、ますます重要になっている。

一般社団法人地域公共交通総合研究所が2025年3月4日に、「交通政策基本法第13条で「法制上又は財政上の措置」を講じなければならないと明示されているように「運送法の改正」と「財源の確保」で「抜本的な利益体質が可能になる事業モデルの変換」、すなわち、たちまちの維持・改善はリ・デザインで行い、将来の改革へはリ・ビルドに進むこと」を提言し、加えて2025年6月1日から30日までの間に実施した第9回公共交通経営実態調査においては、「地方交通の路線維持や赤字経営をどうするか」から「2024年問題で加速した運転士不足」が経営や路線維持に強く影響することが浮き彫りとなつたことからも、処遇改善等の交通事業者の企業努力だけでは地域の移動を支えることは難しく、公共交通は更にひっ迫した状況となっている。

交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づき、地域公共交通がその機能を十分に發揮し、真に活力ある地域経済・社会を作っていくためにも、地域公共交通に対する財政支援の拡充が求められているが、地方自治体の財政も一層厳しさを増す中、地域公共交通に対する十分な支援を地方自治体が行えるとは言い難い。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、国の財政支援措置を拡充するとともに、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 人権としての移動権を保障するため、交通空白地域としないための支援制度を国の財政措置において進めること。
- 2 エッセンシャルワーカーである交通労働者の確保や技術継承のため、労働者への経験加算の仕組みの検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）  
○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

（沼崎議員退場）

---

○議長（福居秀雄） 日程第38、意見書案第3号、OTC類似薬を保険適用から除外しないことを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 意見書案第3号、OTC類似薬を保険適用から除外しないことを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 みなこ まじま 隆 英 石 川 厚 子  
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

#### OTC類似薬を保険適用から除外しないことを求める意見書

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2025において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しを盛り込んだ。一方で、OTC類似薬が保険適用から除外されると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されている。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められている。この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきた。

しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬が、OTC類似薬が保険適用から除外となることによって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増につながる。また、日本小児科医会は「保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化のなか『子育て支援』策として全国的に拡がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し『子育て妨害』です」と指摘している。国民の2人に1人がり患していると言われている花粉症の患者や、1,000万人を超えている変形性膝関節症の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねない。

よって、政府においては、医療費削減ありきではなく、全ての国民が必要な医療を受けることができるよう、OTC類似薬を保険適用から除外しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第39、意見書案第4号、将来にわたり安全、安心な医療・介護制度の提供を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

能登谷議員。

○能登谷 繁議員（登壇） 意見書案第4号、将来にわたり安全、安心な医療・介護制度の提供を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称を略しますが、

中 村 みなこ まじま 隆 英 石 川 厚 子  
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

将来にわたり安全、安心な医療・介護制度の提供を求める意見書

少子高齢化が進む北海道において、地方では特に人口減少が激しい上、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰などもあいまって、現在の医療機関、介護施設等（以下「医療機関等」という。）を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

日本医師会と日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会の6団体は合同で声明を公表し、地域医療はもう崩壊寸前であると指摘した。2024年度診療報酬改定後に、医業利益の赤字病院割合は69パーセントにまで及んでいる。こうした経営不振や医師の高齢化等もあり、倒産・廃業が過去最多を更新している。

介護事業においても、事業者の倒産が昨年、過去最多に上っており、特に訪問介護事業は、介護報酬の引下げなどの影響によって大変厳しい経営状況にある。このままでは医療機関等における人材確保が更に難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。

他の一般の分野では価格転嫁という手法も取られるが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、更には日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以下「診療報酬等」という。）の設定が必要である。

よって、国においては、将来にわたり安全、安心な医療・介護制度の提供を求めるため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医療機関等の経営悪化に歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め、引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。
- 2 エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について、2024年度診療報酬改定等で対応されたところであるが、それでもなお不足が生じる場合には、臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数あります。

よって、本案は、否決されました。

（沼崎議員入場）

---

○議長（福居秀雄） 日程第40、意見書案第5号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇） 意見書案第5号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子  
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引上げを求める意見書

厚生労働省は、公的年金の役割を老後の所得保障の柱とし、その仕組みを「賃金スライドや物価

スライドの仕組みにより、物価や賃金が変動したとしても実質的に価値のある年金を受給できる仕組み」としている。

2024年度の年金額が、新規裁定者と既裁定者とともに、名目手取り賃金変動率3.1パーセントからマクロ経済スライドによるスライド調整率0.4パーセントを差し引き、前年度から2.7パーセントの増改定とされたが、物価変動率がそれを上回る3.2パーセントとなっていることから、実質的には0.5パーセントの減となった。

年金はそのほとんどが消費に回ることから、食料品や電力などの物価高騰の影響を受ける高齢者にとって大きな打撃となる。年金だけでは生活を支え切れず、高齢者が生活保護を受給する例も増えている。

よって、国においては、年金受給者の生活を守るため、老齢基礎年金等の支給額の引上げを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数あります。

よって、本案は、否決されました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第41、意見書案第6号、外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 意見書案第6号、外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ ま じ ま 隆 英 石 川 厚 子  
能 登 谷 繁

以上、4名であります。

## 外国人を差別する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を目指す意見書

欧米で高まった他民族や外国人に対する排外主義的な動きが日本でも見られるようになってきた。今、日本は外国人を受け入れる国として国際社会から信頼されるか、排外主義を振りかざすような国になるのか、大きな岐路に立っている。

こうした中、全国知事会は、7月23日、24日に青森市で開催した会議で「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」をまとめた。この提言は、在留外国人は約377万人、外国人労働者は約230万人と過去最高であると指摘し、「国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である」と訴えている。

さらに、全会一致で「青森宣言」を採択し、「争いよりも対話、異なる意見を尊重し、困難な時にこそ温かい心で誰一人として置き去りにしない」として、排外主義を否定し、多文化共生を目指す姿勢を鮮明に宣言した。こうした動きを踏まえ、日本社会は既に多文化共生社会へと進んでいるとの認識が重要である。

よって、国においては、次の事項を実施するよう要望する。

- 1 多文化共生社会を否定する排外主義に抗議し、これまで進めてきた多文化共生事業を更に充実させること。
- 2 全国知事会が「青森宣言」で排外主義を否定する姿勢を表明したように、排外主義に反対する意思を表明し、積極的に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第42、意見書案第7号、国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

いしかわまさき議員。

○いしかわまさき議員（登壇） 意見書案第7号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ	まさき	笠	井	まなみ	あ	べ	な	お
たけいし	よういち	石	川	まさゆき	沼	崎	雅	之
えびな	安信	高	橋	ひでとし	菅	原	範	明
佐藤	さだお	松	田	卓也	杉	山	允	孝

以上、12名であります。

#### 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

本市は、四季折々の美しい自然環境に恵まれ、豊富で新鮮な食により我が国の食料供給の一翼を担うとともに、先人たちが築いてきた歴史、文化や気候風土など本市ならではの魅力を有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めていく。

その中で、地域の生活や産業を支える社会資本の整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害への対応や今後一斉に更新期を迎える公共施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流を活性化させるほか、物流の効率化による生産性向上や大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、防災・減災、国土強靭化の取組を着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本市においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の市民生活の安全、安心を図ることが必要である。

しかし、地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中でも、必要となる社会資本の整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流の活性化と、物流の効率化による生産性向上に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い幹線道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度から舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の事業期間延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期間における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 社会資本の維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩

和するなど、地方負担の軽減を図ること。

- 7 冬期間における円滑な交通確保のため、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 8 堤防整備、ダム建設等の治水対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、市町村が管理する普通河川を含む小規模河川の改修に対応した財政・技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 9 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。  
(降壇)

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第43、意見書案第8号、リハビリテーション専門職の確保や待遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員（登壇） 意見書案第8号、リハビリテーション専門職の確保や待遇改善を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

いしかわ	まさき	笠	井	まなみ	あ	べ	な	お
たけいし	よういち	石	川	まさゆき	沼	崎	雅	之
えびな	安信	高	橋	ひでとし	菅	原	範	明
佐藤	さだお	松	田	阜也	杉	山	允	孝

以上、12名であります。

リハビリテーション専門職の確保や待遇改善を求める意見書

リハビリテーションの目的は、事故やけがによる身体機能不全の回復に加え、高齢や脳の病気による心身機能低下を改善させることである。

リハビリテーションには、理学療法や作業療法、言語聴覚療法があり、それぞれ理学療法士、作

業療法士、言語聴覚士（以下「リハビリテーション専門職」という。）が行っているが、昨今では、高齢者はもとより認知症の方や障害者への支援、子どもの発達支援、メンタルヘルスケアなど多くの分野で必要とされており、クオリティー・オブ・ライフ（QOL）の向上についても期待されている。

これまでリハビリテーション専門職は、病院や施設などで行われている医学的リハビリテーションの専門職として教育され、日々研さんし、国民の健康に資するよう努力を重ねてきた。一方、超高齢社会において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・災害を含めた生活支援が一体的に提供される地域共生社会・地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となった。また、市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業に、地域リハビリテーション活動支援事業が位置付けられ、リハビリテーション専門職が、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へ関与して技術的助言を行うことにより、自立支援に資する取組を推進することが目的とされ、更なる活躍が期待されている。

しかし、リハビリテーション専門職の給与額は長年変化がなく、他職種と比較して伸び率が劣っている。低賃金構造は優秀な人材の流出や担い手不足を招き、リハビリテーションの質の低下にもつながりかねない。

国においては、令和6年度診療報酬改定において、リハビリテーション専門職の賃上げ措置を決定したところであるが、リハビリテーション専門職団体協議会が令和6年9月に実施したリハビリテーション専門職の処遇改善に関する実態調査において、医療施設では約3割、介護・福祉施設では約4割の施設で給与の引上げが行われていない実態が明らかとなった。リハビリテーション専門職の処遇改善は喫緊の課題であることから、今後は給与水準の底上げや継続的な昇給に向けた抜本的な対策が必要である。

よって、国においては、リハビリテーション専門職の給与引上げが確実に行われる措置と地域におけるリハビリテーション専門職の確保や処遇改善に向けた取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）  
○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第44、意見書案第9号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇） 意見書案第9号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

植木　だいすけ	小林　ゆうき	駒木　おさみ
皆川　ゆきたけ	塩尻　英明	高木　ひろたか
中野　ひろゆき	高花　えいこ	中村　のりゆき

以上、9名であります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

北海道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
  - 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の確保・育成や定着化、労働条件の改善などに必要な支援を充実強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

---

閉会 午前11時08分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署名議員

署名議員